

## JR行田駅前仮設駐輪場を閉鎖します

第2壱里山町自転車駐車場の整備が完了したことに伴い、3月31日(水)をもって仮設駐輪場を閉鎖します。4月1日から第2壱里山町、第3壱里山町および清水町の各自転車駐車場をご利用ください。

なお、第2壱里山町自転車駐車場は自転車専用のため、原動機付自転車は、第3壱里山町または清水町の各自転車駐車場をご利用ください。



▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線283)

## 住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には、必ず身分証明書を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入ってから確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課予防担当☎550-2121

## 納期のお知らせ(3月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)  
 国民健康保険税・・・9期  
 後期高齢者医療保険料・・・9期  
 介護保険料・・・9期

納期限 3月31日(水)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

## 各種相談 (3月15日~4月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ	
法律(予約制)	産業文化会館2階会議室	3月23日(火)	※予約は3月1日(月)から	午前9時30分~正午	地域づくり支援課(内線252)
		4月8日(木)	※予約は3月15日(月)から	午後1時30分~4時	
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館2階会議室	3月15日(月)		午後1時30分~3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)		午前9時30分~正午 午後1時~3時30分	消費生活センター(内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	4月11日(日)		午前10時~正午	NPO法人行田結婚支援センター☎090-2416-9692
不動産	市役所	3月17日(水)		午前9時~11時30分	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部☎562-5900
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月14日(水)※予約制		午後1時~4時	埼玉県行政書士会埼玉支部☎564-0104
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方対象に電話相談も受け付けます。		午後1時~4時 (電話相談は午後1時~2時)	VIVAぎょうだ☎556-9301
内職	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)		午前9時~午後5時	商工観光課(内線383)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分~午後3時30分		午後1時~4時	関東信越税理士会行田支部☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週水曜日(祝日を除く)		午後5時15分~7時	収納課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	3月16日(火)・30日(火)、4月6日(火)		午後5時15分~7時	水道課☎553-0131

放射線量の測定値  
 ・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル  
 2月14日(日) 午前9時 0.07マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(晴れ)

## 春の火災予防運動を実施します

3月1日(月)~7日(日)は、全国一斉春季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

2020年度全国統一防火標語  
 「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

住宅防火 いのちを守る7つのポイント  
 [3つの習慣・4つの対策]

### 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

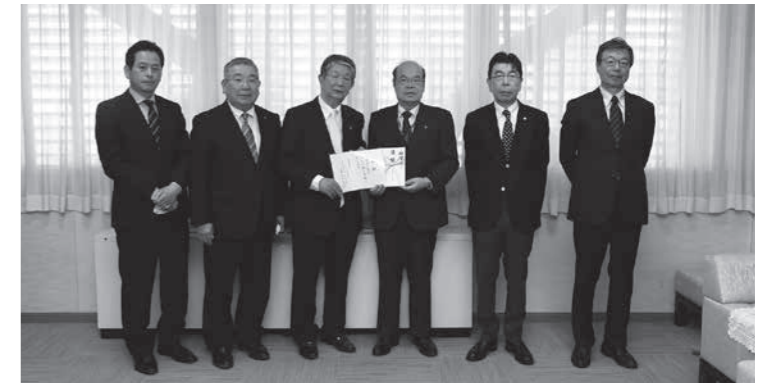
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### 住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置されていない場合は、必ず設置してください。

▶問い合わせ 消防本部予防課予防担当☎550-2121

## 行田ロータリークラブから児童書が寄贈されました



石井市長に児童書を手渡す行田ロータリークラブの皆さん

2月4日、市役所で行田ロータリー文庫の贈呈式が行われ、鴨田武行田ロータリークラブ会長から石井市長へ児童書が手渡されました。

これまで同クラブから寄贈された図書やDVDは、約4,900点以上にのぼります。今回は、市内12小学校を巡回する移動図書館車よしきり号に置くための本82冊が寄贈されました。子供たちが本を読む楽しさや喜びを友達と分かち合うための機会が広がることで、読書習慣が身に付く効果が期待されます。

▶問い合わせ 図書館☎556-4227

## 市ホームページにバナー広告を載せませんか

ホームページを開設している企業、事業所、自営業を営む皆さん、月平均9万件のアクセスがある市ホームページにバナー広告を掲載してみませんか。広告料や申請方法につきましては市ホームページをご確認ください。



▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530

### さしあげます

▷整理たんす ▷いす ▷机 ▷高齢者用ショッピングカート ▷キャリー(段ボール用) ▷キャリー(折り畳み式) ▷工業用ミシン ▷家庭用湯沸かし器 ▷トランポリン ▷電子ピアノ ▷ドレッサー ▷ホットカーペット ▷食器棚

### ゆずってください

▷ベビーチェア ▷子ども用自転車(男の子用) ▷ミシン ▷圧力鍋 ▷自転車用チャイルドシート ▷炊飯器 ▷鉄鍋

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で、登録期間は3カ月です。  
 なお、写真がなくても登録はできますが、写真を提供していただける方は、登録受け付けの際、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)